

神戸学院大学 図書館表彰基準

制定 2009年1月28日

改正 2010年7月 8日

本学図書館では、「学生とともに創る活動的な図書館」をスローガンに、学生等利用者の読書促進活動を推し進めています。

今後も、読書促進運動の一環として、学生による読書ラリー・展示会などを通じて、さまざまな学生参加型の図書館活動を展開していきます。学生が図書館へ積極的に関わり、利用することにより、学習意欲がますます増進するように、「図書館表彰基準」を策定しました。

記

(趣旨)

1. この基準は、神戸学院大学図書館（以下、「図書館」という。）の利用促進に寄与した団体・個人等を表彰する手続について定めたものである。なお、各事業の達成賞などの表彰については、別に定める。

(目的)

2. 図書館に関わるすべての活動を通じて、図書館の利用促進に寄与した団体および個人を表彰することを目的とする。

(対象)

3. 原則として、本学学生（大学院を含む）を対象とし、団体・個人を問わず、図書館活動において、顕著な功績を収めた団体および個人とする。

(審査の方法)

4. 図書館長が候補者を推薦し、図書館運営委員会の議に基づき、表彰者を決定する。

(審査の時期)

5. 審査は、原則として、毎年当該年度の1月に行い、審査対象期間は、当該年度4月1日から12月末日までとする。原則として、図書館が定めた時期にこれを表彰する。

(表彰の種類)

6. 表彰の種類は、団体および個人ともに次のとおりとし、表彰状および副賞を授与する。

- (1) 図書館長賞
- (2) 図書館活動賞
- (3) 図書館奨励賞

(表彰の公表)

7. 表彰者については、学内掲示・図書館ホームページ等により公表する。

(基準の改廃)

8. この基準の改廃は、図書館運営委員会の議を経て行うものとする。

この基準は、2009年1月28日から施行する。

附則（2010年7月8日）

この基準は、2010年7月8日から施行し、同年4月1日から適用する。